

明石市長 泉 房 穂
(公印省略 消防局総務課)

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業務名 明石市消防局庁舎空調設備保守点検業務委託
- (2) 業務場所 明石市藤江924番地の8 明石市消防局庁舎
- (3) 業務概要 明石市消防局庁舎の空調設備保守点検業務
- (4) 履行期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に、契約の種類が「設備保守」で登録されており、かつ、業種区分が「冷暖房設備保守」で登録されていること。
- (2) 下記のいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内又は大阪府内の本店で登録をしている者
 - ④ 兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成20年4月1日から平成30年12月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、延べ面積3,000㎡以上の建築物において、本契約と同様の業務を元請として完了した業務実績を有すること。（「業務実績調書」を提出すること）
※業務実績調書には必ず、「延べ面積3,000㎡以上の建築物」であるという数値を明記した契約書、図面、特記仕様書等の書類を添付すること。
※長期継続契約等により、現在履行中の業務であっても、平成30年12月31日までの間に12カ月以上履行している場合は、上記内容を満たすものとする。
- (4) 適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は問いません。）
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (10) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。

- (11) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで入札に参加できること。

3 設計図書の取得方法

- 明石市ホームページからダウンロードが可能

平成31年1月15日(火)から明石市ホームページでダウンロードが可能です。

通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、消防局総務課においてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5944)のうえ、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

- 設計図書予約申込票(指定様式)による申込みが必要

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより消防局総務課へ設計図書に関する質問書(指定様式)を提出してください。

平成31年1月15日(火) から 平成31年1月22日(火)午後1時00分まで
(Fax 078-918-5983 消防局総務課 業務委託契約担当者 宛)

- (2) 質問に対する回答

平成31年1月24日(木) 午後1時00分から明石市ホームページで公表します。

5 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)

イ 入札書(指定様式)

ウ 業務費内訳書表紙(指定様式)

エ 業務費内訳書(任意様式)
※積算根拠となる内訳書を提出してください。

オ 業務実績調書(指定様式)及びその実績を証する契約書等(写)

カ 配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類(写)

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 平成31年1月24日(木) 午後1時00分に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 消防局総務課への郵便物の必着期限は、平成31年1月29日(火)です。

この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵送した日に「制限付一般競争入札参加確認書」(指定様式)を消防局総務課にファックス送信してください。

(Fax 078-918-5983 消防局総務課 業務委託契約担当者 宛)

6 開札日及び場所

- (1) 日時 平成31年1月31日(木) 午後2時00分(予定) ※状況により前後します。

- (2) 場所 明石市藤江924番地の8 明石市消防局4階防災研修室

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する場合があります。

9 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の108分の100で記載してください。（税抜で記載）
契約締結に際しては、落札金額に8%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払い とします。

11 予定価格

4,245,454 円 税抜

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 変動型最低制限価格の設定

有（総務局財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均85%未満の入札者は失格とする。）

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

なお、平成31年1月1日に明石市業務委託契約約款及び明石市業務委託単価契約約款（以下「約款」という。）を改正しています。平成31年1月1日以降に公告する案件については、改正後の約款を使用しますので、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」>「最新情報」>「明石市工事請負契約約款等の改正について」で改正の内容をご確認ください。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

16 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札

- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

17 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、明石市ホームページに掲載します。(平成31年2月1日(金)午後の予定)

18 準備期間について

契約締結の日から平成31年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承のうえ、入札にご参加ください。

19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) その他入札及び契約に関する事項については、総務局財務室契約担当の規定等を準用します。